特例（37条、38条、地方税）の活用事例

「特例の種類」（国税の特例（37条と38条）は確定申告時にいずれか１つを選択）

◆国税の特例（37条）：取得する資産に関する特例
◆国税の特例（38条）：従業員給与に関する特例（指定後５年間）
★地方税の特例：固定資産税・不動産取得税・事業税の減免　※条例に基づく

①直近に投資の予定がある

・投資期間中は37条活用
・投資期間終了後は38条活用

H28 H29 H30 H31 R2 R3

37条 | 38条

固定資産税免除

②現在赤字、でも地方税の特例は使いたい

・地方税免除の特例を受けるためには37条の指定が要件

H28 H29 H30 H31 R2

37条 ― 国税の特例は受けられなくても県への実績報告は必要

固定資産税免除

③38条をすぐ使いたい（38条の特例額＞37条の特例額）地方税の特例も使いたい

・37条と38条を同時に申請・指定

H28 H29 H30 H31 R2

37条 ― 確定申告時に選択しない（県への実績報告は必要）

38条

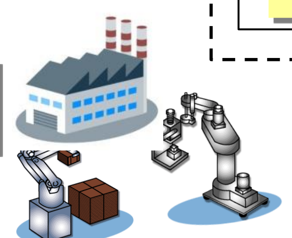
固定資産税免除

＜ポイント＞

38条有効期間内に37条を選択するとその年度は38条は活用できない

H28	H29	H30	H31	R2
38条	37条	38条	37条	38条

37条



38条

